

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第223号）

1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第285号）

石川県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）過去3年分

2 本件公開請求に対する処分の内容

（1）一部公開決定

（2）非公開部分及びその理由

ア 非公開部分

- ・ 所属、氏名その他特定の個人を識別できる情報
- ・ 個人の権利利益を害するおそれのある情報
- ・ 人事管理に係る情報

イ 非公開理由

- ・ 石川県情報公開条例第7条第2号、第6号、第7号に該当
- ・ なお、当該審査請求後に第7号を削除し、第3号を追加

3 担当課

石川県教育委員会事務局教職員課

4 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|------------------|
| （1）令和3年 8月23日 公開請求 | （4）令和4年 1月17日 諮問 |
| （2）令和3年 9月30日 一部公開決定 | （5）令和5年 3月30日 答申 |
| （3）令和3年12月30日 審査請求 | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書につき、当審査会が公開相当と判断した部分については公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
行政手続条例 第8条 情報公開条例 第7条第 2号	（1）主な争点 ① 審査請求人は、行政手続条例第8条に照らせば、「公開しない理由」が「公開しない部分」のいずれに該当するか、及びその理由を具体的に記載していないことから、理由付記としては不備があるとの主張。 ② 審査請求人は、審査請求の審議の最中に理由の変更を行ったことは、信義に反するとの主張。

③ 審査請求人は、被害児童生徒の特定につながる場合、加害教員等の所属・氏名等を非公開とする余地があることは認めるが、その判断にあたっては一般県民を基準とすべきであるとの主張に対し、実施機関は、情報公開条例の解釈運用基準において、「請求権者であれば誰でも公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。」と主張。

(2) 審査会の判断

① 理由付記の不備について

理由付記として不十分であり、非公開情報の非公開理由の該当性について判断せず、処分取消の答申を行うことも考えられるが、かかる答申をした後、実施機関が理由を追加・変更した上で、同一の部分を再度非公開とする可能性があり、当該処分に対して審査請求があれば、改めて審議することになり、非効率となる。

また、審査請求人は、本件処分を取り消し、公文書公開決定を求める旨を主張しており、本件処分の違法性及び不当性の全般を審査の対象としている。

このため、紛争の一回的解決の利益を重視し、非公開情報の非公開理由の該当性について判断した上で答申する。

② 審査請求後の理由変更について

最高裁判例において、「一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はないとみるのが相当である。」と示していることから、一部公開決定通知書に記載した非公開理由以外の主張が認められないものではない。

③ 加害教員等の所属・氏名等の公開について

高松高裁裁判例（最高裁上告棄却決定）において、「体罰に係る情報は、その性質上、取扱いに配慮を要する（中略）被害生徒と特定の関係のある者が開示請求をする可能性が存することも併せ考慮すれば、本件においては、被害生徒の同級生を含む在校生やその保護者、近隣住民等が知り得る情報についても、「他の情報」に含まれると解すべき」と判示する。

このことから、学校の関係者や自宅周辺の住民という一定範囲の者にも、被害児童生徒の特定がされることを可能な限り回避しなければならず、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、学校関係者等

	<p>あれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報についても除外することなく、被害児童生徒の識別可能性を判断する。</p> <p>(詳細については、答申書本文を参照のこと)</p>
--	--

審議経緯 審査回数 8回

答申第223号

答 申 書

令和5年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書につき、別表において、当審査会が公開相当と判断した部分（区分9）について公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和3年8月22日付で、石川県情報公開条例（平成12年12月19日石川県条例第46号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（本件公開請求の内容）

石川県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）過去3年度分

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、令和3年9月30日に情報公開条例第8条第1項の規定による部分公開を決定（以下「本件処分」という。）し、次のとおり公開しない部分及び理由を付して審査請求人に通知した。

（公開しない部分）

- ・所属、氏名その他特定の個人を識別できる情報
- ・個人の権利利益を害するおそれのある情報
- ・人事管理に係る情報

（公開しない理由）

石川県情報公開条例第7条第2号、6号、7号に該当

3 審査請求

審査請求人は、令和3年12月30日に本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和4年1月17日に情報公開条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき諮問を行った。

第3 審査請求人の主張（反論）要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、公文書公開決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由等

(1) 審査請求書における理由について

ア 原処分では、加害教員の所属・氏名を非公開にした具体的理由の記載がなく違法（行政手続条例第8条違反）

実施機関が所管する加害教員の所属、職名、氏名は、同所管するホームページにおいて、定期人事異動表が公開されていることから明らかなとおり、「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」にあたる。

しかしながら、原処分では、加害教員の「所属、氏名その他特定の個人を識別できる情報」を公開しないとしており、情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）に反している。

さらに、公開しない理由欄には号数だけが記載されており、どういう理由でただし書規定を適用していないのか具体的な理由が示されていない。原処分は石川県行政手続条例（平成7年10月6日石川県条例第33号。以下「行政手続条例」という。）第8条に違反し、不当であり違法な処分である。

イ 加害教員の所属・氏名については、被害生徒の識別可能性を考慮したとしても、一般県民が照合可能であるか否かを基準として公開すべき

加害教員氏名については、被害児童生徒の特定につながる場合非公開とする余地があることは認めるが、その判断にあたっては一般県民を基準とすべきである。

また、学校はクラス名簿等を公にしておらず、一般人は教員の所属や氏名から生徒氏名と照合する手段がない。

したがって、加害教員氏名については、一般県民が被害生徒を識別できる場合を除き、情報公開制度の趣旨を踏まえ適切に公開すべきである。

ウ 情報公開条例第7条第6号及び第7号の適用箇所が明らかでなく、理由の付記に不備があり（行政手続条例第8条違反）、仮に加害教員氏名に適用したのであれば条例の趣旨に反し恣意的であり違法

原処分では公開しない部分欄に「所属、氏名その他特定の個人を識別できる情報」「個人の権利利益を害する情報」「人事管理に関する情報」と記載してあるだけで、公文書のどの箇所に情報公開条例第7条第6号及び第7号が適用されたのかわからない。

特に、情報公開条例第7条第7号については、解釈運用基準で厳格な基準が定められている。

したがって、裁決にあたっては、適用箇所を明らかにした上で、要件に合致しない箇所は全て公開するよう求める。

(2) 実施機関の弁明に対する反論について

ア 加害教員の所属・氏名を非公開にした具体的理由の記載がなく違法。情報公開条例第7条第2号ただし書イを適用した上で、加害教員の所属、氏名を公開すべき

本件処分においては、実施機関が石川県情報公開審査会答申第213号（以下「答申第213号」という。）を前提としているのであれば、当時の「特異な事例」との指摘、反省を踏まえた上で処分しているはずである。つまり、今回公開された部分に関して言えば、答申第213号で言うところの「個人の人格権と密接に関わりのある内容」、すなわち条例第7条第2号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、関係者氏名の公開、非公開に関わらず常に非公開となる情報であることから、当然、非公開となっているはずである。

こうした観点から本件公開文書を見ると、少なくとも現在公開されている部分には特異な記述は認められない。また、加害教員が行った体罰についても事実関係の調査、報告内容の記載にとどまっており、当該教員が具体的にどのような懲戒、訓告処分を受けたか推測できるような記述はない。つまり、現在公開されている部分は、懲戒処分等の内容に関する情報そのものと認められる記述がなく、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる公務員の私生活に影響を及ぼす情報とは認められない。

したがって、加害教員の所属、氏名については、審査請求書で指摘したとおり、実施機関が自ら教職員の人事異動を公表しているという事実を踏まえ、「人事異動の公表その他実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合」（情報公開条例第7条第2号の解釈運用基準10（3））に該当するものとして、情報公開条例第7条第2号ただし書きイを適用すべきことは明らかである。

イ 情報公開条例第7条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる個人に関する情報」中の「他の情報」については、原則一般人基準としたうえで、被害児童生徒の意向を確認すべき

実施機関が保有する児童生徒及び教員の県の保有個人情報については、石川県個人情報保護条例（平成15年3月24日石川県条例第2号）第6条に利用及び提供の制限に関する規定が定められている。

当該規定に従えば、県立学校、実施機関は自らの保有個人情報の提供相手、範囲について、目的内の場合は当然として、目的外の場合であっても把握していることになる。また、市町立学校においても、各々の自治体の個人情報保護条例に基づき同様に把握していることになる。したがって、特定人基準の適用にあたっては、「近隣住民が請求者であった場合」といった漠然とした可能性の話ではなく、どのような範囲に、どういった保有個人情報を提供しているのか具体的に示したうえで、適用した具体的な根拠を付すべきである。つまり、実施機関の弁明には、特定人基準を適用する背景や根拠が欠けており理由がない。

上記に加え、体罰やいじめに係る個人情報の流通については、行政側の都合だけで判断するのではなく、個人情報の自己情報コントロール権を尊重し、被害児童生徒本

人又はその保護者の意向に基づき行われるべきである。関係者の意向を確認する手続きについては、情報公開条例第14条に定められている。

しかし、実施機関は本件処分について情報公開条例第14条に基づく手続きを行った形跡がなく、被害児童生徒本人の意向は全く分からない。実施機関の対応には被害児童生徒に寄り添うという視点が欠けており著しく不当である。

重ねて、一般の県民には教員の所属や氏名から生徒氏名を特定することはできず、名簿等の学校内部の書類の入手による情報はむしろ解釈運用基準で示される「特別の調査をすれば入手し得るかもしれない情報」に当たると考える。個別具体の事案において情報自体の性質、教員が関わる生徒集団の規模等の周辺的な状況を考慮すべきであり、どのように個人識別性を判断したのか説明を求める。

ウ 情報公開条例第7条第6号及び第7号に関する弁明は非公開の理由を了知し得るものとは認められず、原処分には理由付記の不備があることから違法

実施機関は情報公開条例第7条第6号について縷々述べているが、公開された文書では見出しも含めて黒塗りされている箇所が多数あり、実施機関の弁明が事実であるか検証することすらできない。実施機関の原処分には、理由付記の不備があることは明らかであり違法である。

また、実施機関は、情報公開条例第7条第7号についても縷々述べているが、同条同号の手続きについて何ら言及がない。正規の手続きを経ているのであれば、同号の適用は認められない。もしも、非公開を正当とする理由の有無に関わらず、「約束」さえあれば非開示とすることができることとなれば、実施機関の恣意的判断で無制限に非公開とすることができることとなり、条例の趣旨に著しく反する。

実施機関は、恐らく答申第213号の「情報公開条例第7条第7号に規定する『当該情報が公にされないことに対する当該個人（略）の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになる』おそれも否定できない・・・」との箇所を参考にしたのだと思うが、この件はあくまで条例に沿った手続きを行うことを前提としたものである。実施機関には、条例を遵守する義務がある。条例に反する形での、非公開の約束は当然無効である。

実施機関の原処分には、理由付記の不備があることが明らかである。また弁明によると、条例の解釈、適用に重大な誤りがあることは明白であり違法である。

(3) 実施機関からの追加資料（ヴォーン・インデックス）に対する意見書について

ア 非公開理由の「加害教員等の氏名を公にすれば私生活に影響を及ぼす等、個人の権利を侵害するおそれがある」について

大阪高等裁判所平成23年（行コ）第153号同23年2月2日判決等の司法判断では、体罰事故報告書に記載の情報は、職務遂行に係る情報であり、公務員のプライ

バシーではないとされていることから、体罰を行った加害教員等公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとはいえないとしている。

また弁明書では、加害教員の氏名を公にした場合、私生活等に影響を及ぼすとしているが、先に挙げた関連判決では、そのような立場を取っていない。

イ 非公開理由の「学校関係者等が有する他の情報と照合すれば、被害児童生徒が識別されるおそれがある情報」について

体罰事故報告書における児童生徒の特定可能性の、いわゆる「特定人基準」については、先に挙げた関連判決等で、一般的には認められていない。

また「体罰事案の経緯」を、これを理由に覆い隠すことは、いたずらに個人情報や盾に説明を怠っており、実施機関が事実関係を隠蔽していると不信感を抱かざるを得ない。適切に開示することは、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等でも趣旨を示しているところである。

被害者氏名等の個人情報を除き、事案の経緯を公開することは、学校や県教育委員会が説明責任を果たして体罰改善への姿勢を示すことになり、むしろ被害児童生徒やその保護者をはじめとする県民の信頼回復に資すると考える。

ウ 非公開理由の「人事管理に関する情報であり、公にすることで公正又は円滑な事務事業の執行に著しい支障を及ぼすことになる情報」について

実施機関は「資料の表題」、「校長の加害教員への所見」等を非公開とするためにこの理由を挙げているが、これらを公開したことによる「著しい支障」の実質性や、法的保護に値する蓋然性があるとはいえず、不当である。

また、これを理由に体罰事案後の「今後の対応」を伏せることは、著しく不当である。

「公正又は円滑な事務事業の遂行」などというが、体罰事案後の対応を伏せることで、改善の議論がなされず、結果として今日に至るまで、同様の体罰事案の防止に至っていない。体罰事案における学校側の対応を公開することは、学校教育法が禁止している体罰の抑止という、教員が最優先すべき本来の目的遂行につながる。体罰事案の態様や処分を明らかに公にすることで、体罰抑止に向けた議論を進めるべきであり、これは情報公開条例第一条の趣旨にも沿うものと考えられる。

エ 非公開理由の「公にした場合、P T A会長との信頼を不当に損なうこととなるほか率直な意見交換に混乱を生じさせるおそれやP T A会長の不利益を与えるおそれがある情報」について

実施機関は「学校からP T A会長への学校の今後の対応及び加害教員の様子についての報告」を非公開とし、理由をこのように示している。体罰問題への対応についての学校側による報告であるから、公開することで「P T A会長との信頼を損なう」ことや、「意見交換に混乱を生じさせるおそれ」、「P T A会長の不利益を与えるおそれ」があるとは認められない。

具体性や実質性を欠き、主観的形式的抽象的な主張を元に非公開部分に含むことは不当である。

オ 非公開理由の「被害児童生徒又は保護者の発言等であり、他人に知られたくない機微情報」について

通常、機微情報とされるのは、個人の信条や病歴、性生活など他人に知られたくない情報に限られるべきである。心情の吐露等の発言は発言者の人格と結びついており保護すべきだとしても、それを理由に、事案の経緯や単なる事実行為に言及した発言、事務的発言を含む記述内容を広範に不開示することは許されず、記述内容に照らして該当する部分のみに限って非公開とすれば足りる。例えば「保護者面談の日時・場所、参加者、問題点」等は、明らかに機微情報とは言えず、違法な不開示である。機微情報自体は保護すべきであっても、非公開の理由として濫用することは許されない。

カ 追加資料（ヴォーン・インデックス）の提示で、不開示理由が変更されたことについて

実施機関は当初、被害児童生徒及びその保護者の発言について、情報公開条例第7条第7号の非公開約束情報にあたるとしていたが、新たに示されたヴォーン・インデックスによって、実施機関が当初認識していなかった別の理由に変更した。

情報公開の手続きにおいて、不開示理由を示すことが求められているにもかかわらず、不服申し立ての後、審査請求の審議の最中に理由の変更を行うことは、信義に反している。

これは、審査請求人側に意見書提出を求めさえすれば、公平性を取り戻せるという問題ではない。実施機関が当初、非公開部分について精査せず、不開示理由が曖昧なまま非公開ありきで決定を出し、ヴォーン・インデックスを作成する段になって理由を後付けしたと疑われる行為であり、当初から具体的な不開示の理由を用意していなかった実施機関の決定自体の正当性を揺るがすものである。

第4 実施機関の主張（弁明）要旨

1 審査請求に対する弁明について

審査請求人から公開請求があった公文書に対応する「体罰事故報告書」については、教員が体罰を行ったと疑われる事件が発生した場合に当該学校の学校長や市町教育委員会から実施機関へ提出されるものであり、教職員の氏名・年齢・性別等や被害児童生徒の氏名・年齢・性別・学年等のほか、事故に至る経緯や症状の程度、事故後の関係者への対応の内容等が記載されている。

「体罰事故報告書」の加害教員の所属・氏名に関しては、公にした場合、公務員の私生活等に影響をおよぼすおそれがあることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値するもの等を判断し、情報公開条例第7条第2号の規定により非公開としたものである。

なお、同号ただし書きにより、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合には、公開するものとされているが、当該教員の氏名を公にすべきと明文で規定し、又は公にすべきとの趣旨を含む法令又は他の条例はないほか、当該教員の氏名が、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否かについては、答申第213号において、「体罰事故報告書は、懲戒処

分に向けた端緒であることから、処分決定後の氏名公表の慣行に照らせば、免職処分である場合に限り、当該教員の氏名が「慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」に該当するといえるが、懲戒処分の決定を経ない場合や免職以外の処分である場合には、「慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。」とされており、これに基づく今回の公表対象となった体罰事故に関して懲戒免職処分となった者がいないことから、当該教員の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（本号ただし書イ）に該当しないとしたものである。

また、審査請求人は、同条同号に規定され、非公開情報とされる「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる個人に関する情報」中の「他の情報」を一般人基準により判定することを求めているが、照合の対象となる他の情報については、解釈運用基準において「請求権者であれば誰でも公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。」とされている。こうした取り扱いを踏まえ、仮に、被害児童生徒やその保護者の近親者、地域住民が請求権者であった場合、加害教員の所属・氏名が公開されることにより、比較的容易に被害児童生徒が識別され、被害児童生徒に不利益を生じることから、加害教員の個人識別情報は、被害児童生徒の個人識別情報でもあり、被害児童生徒の権利利益の保護の観点からも加害教員の所属・氏名を非公開としたものである。

なお、学校長や教育委員会が行った加害教員をはじめとする教職員（以下「加害教員等」という。）の事情聴取等を記載した部分や所感所見を述べた部分については、人事管理に係る情報であり、同条例7条第6号により非公開としたほか、学校長や教育委員会が被害児童生徒や児童生徒の保護者とのやり取りをした部分や保護者の要望・主張等の部分を同条第7号の非公開約束情報として、非公開としたものである。

2 追加資料（ヴォーン・インデックス）の提出について

実施機関は、情報公開条例第23条第3項の規定に基づく当審査会の依頼により、本件対象文書に記録されている非公開情報の内容及びその非公開理由についての追加資料（ヴォーン・インデックス）を提出した。

実施機関は、非公開理由として、本件処分に係る公文書一部公開決定通知書では、「情報公開条例第7条第2号、第6号、第7号に該当」としていたが、追加資料（ヴォーン・インデックス）においては、同条第7号を削除し、同条第3号を追加しており、最終的な実施機関の処分理由は、別表のとおりとなっている。

第5 当審査会の判断理由

1 情報公開条例の基本的な考え方

情報公開条例第1条では、「地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の公開及び情報提供施策の総合的な推進を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で

開かれた県政をより一層推進することを目的とする。」と規定している。また、同条例第3条では、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

当審査会は、この基本的な考え方にに基づき、以下判断するものである。

2 本件対象文書

本件対象文書は、平成30年度から令和2年度までの県内の公立学校において確認された12件の体罰事故報告書である。

3 理由付記について

(1) 行政手続条例第8条について

行政手続条例第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定する。

また、情報公開条例の情報公開事務取扱要綱では、公文書一部公開決定通知書における「公開しない部分」欄に、公開しない情報の概要を当該情報が判明しないように留意して記載することとし、「公開しない理由」欄に、非公開情報のいずれに該当するか及びその理由を具体的に記載することとしている。この場合、情報公開条例第7条の複数の号に該当するときは、該当する号すべてを記載するとともに、各号ごとにその理由を記載することとしている。

解釈運用基準によれば、公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定をする場合には、決定に係る内容が情報公開条例第7条各号の非公開情報のいずれかに該当するだけでなく、説明責任及び行政手続条例第8条により、その理由を具体的かつ明確に記載しなければならないとし、実施機関の慎重かつ適正な判断を確保するとともに、相手方にその理由を明確に認識させる趣旨であり、適法な決定をするための要件であるとしている。

(2) 理由付記の不備について

当審査会において本件処分に係る公文書一部公開決定通知書を見分したところ、「公開しない部分」欄には「所属、氏名その他特定の個人を識別できる情報」「個人の権利利益を害するおそれのある情報」「人事管理に係る情報」と、「公開しない理由」欄には「情報公開条例第7条第2号、6号、7号に該当」と記載されている。

本件における理由の付記は、上記の行政手続条例第8条に照らせば、「公開しない理由」が「公開しない部分」のいずれに該当するか及びその理由を具体的に記載していな

いことから、理由付記としては不十分である。これをもって、非公開情報の非公開理由の該当性について判断せず、処分の取消しが相当である旨の答申を行うことも考えられる。

しかしながら、かかる答申をした場合、実施機関が理由を追加・変更した上で同一の部分为非公開とする一部公開決定を再度行う可能性も否定できない。当該処分に対して審査請求があれば、当審査会において、非公開情報の非公開理由の該当性についてあらためて審議することになり、その結果、非公開情報が非公開理由に該当しないと判断に至った場合には、これを公開すべき旨の答申を行うことになる。当初の審査において非公開理由の該当性について審査していれば、同旨の結論により一時的解決を図ることが可能であったと言えるから、結果的に審査請求人に手続上の負担を強いることとなる。

また、審査請求人は、請求の趣旨において「本件処分を取り消し、公文書公開決定を求める」旨を主張していることから、本件審査請求においては、本件処分の違法性及び不当性の全般を審査の対象としているものと思料する。

したがって、紛争の一時的解決を図ることが、審査請求人にとってより望ましいものと思料する。

(3) 非公開理由の追加等について

実施機関は、本件処分に係る公文書一部公開決定通知書の「公開しない理由」欄において「情報公開条例第7条第2号、第6号、第7号に該当」としていたが、実施機関から提出された追加資料（ヴォーン・インデックス）では、非公開理由として同条第7号は削除され、同条第3号が追加されている。

これについて、審査請求人は、先述の第3の2（3）カにおいて、不服申立の後に理由の変更を行うことは信義に反すると主張する。

しかし、最高裁判所平成8年（行ツ）第236号同11年11月19日判決において、「一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はないとみるのが相当である。」と示しており、一部開示決定通知書に記載した非公開理由以外の主張が認められないものではない。また、当審査会において、変更された非公開理由について審議しないまま答申を行った場合、紛争の一時的解決を図り得なくなることは上述のとおりである。

このため、当審査会としては、実施機関が新たに追加等を行った非公開理由の当否についても審議して答申を行うことが、本件公開請求に関し、実施機関に対して情報公開条例の規定に適合した決定をできるだけ早期に実施させるうえでも有意義であると思料する。

(4) 紛争の一時的解決の利益の重視について

当審査会としては、こうした事情に鑑み、紛争の一時的解決の利益を重視することとし、情報公開条例第23条第1項に基づき、本件対象文書を直接見分する、いわゆるイ

ンカメラ審理を実施して、本件処分の妥当性、非公開情報の記載の有無など確認する。併せて、本件処分において「公開しない部分」や「公開しない理由」がそれぞれ複数あることから、同条第3項に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記録されている非公開情報の内容及びその非公開理由をわかりやすく分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）の提出を依頼し、非公開理由の該当性について審議することとした。

なお、審査請求人に対して追加資料（ヴォーン・インデックス）の写しが送付され、その中で追加等がなされた非公開理由に対する反論の機会が保障されていることから、かかる非公開理由の追加等を認めても不合理とは言えないものと判断する。

4 教職員の氏名の公開について

(1) 公務員の氏名の公表について

公務員の氏名については、解釈運用基準によれば、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、情報公開条例第7条第2号ただし書イ及びハが重畳適用される場合には、非公開とならないとしている。

(2) 慣行情報について

情報公開条例第7条第2号ただし書イは、非公開情報から除外される事項として、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（以下「慣行情報」という。）を規定している。

解釈運用基準において、「公にされている情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報をいうとされ、慣行として公にされている情報には、職員録に登載されている県職員の氏名等があるとされている。

そして、公務員の職及び氏名が、慣行として公にされている場合には、職務遂行に係る情報について同号ただし書ハとともにイが重畳的に適用され、個人情報としては非公開とならないこととなる。

(3) 非公開情報の該当性

審査請求人は、実施機関が所管する加害教員の所属、職名、氏名は、同所管するホームページにおいて、定期人事異動表が公開されていることから明らかなとおり、「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」にあたりと主張する。

しかし、当該人事異動表が公開されていることのみをもって、ただちに加害教員の氏名が非公開情報に該当しないとは言えないと思料する。

まず、当該人事異動表は、ある時点での人事異動が予定されている者を公表しているに過ぎず、すべての教職員の氏名を一般に明らかにしているわけではないことから、すべからく教職員の氏名が慣行情報として解することはできない。

また、当該人事異動表は、教職員の異動前、異動後の学校名、職名、氏名が公表されているに過ぎず、各教員が担任するクラス名や担当教科名等まで公表されているわけではないことから、情報公開条例第7条第2号ただし書イに相当する当該人事異動表に掲載された教職員の学校名、職名、氏名をもって、同号ただし書ハに相当する本件対象文書における教職員の職名と職務遂行の内容に係る部分と重疊的に照合させても、校長、教頭等以外の教職員が複数名存在するため、特定の教職員を識別することはできない。

すなわち、当該人事異動表に掲載される教職員の氏名は、単にある学校の一定の職にある者を示しているに過ぎず、本件対象文書に掲載された個別具体の教職員氏名を示すものとは認められない。

(4) 被害児童生徒の個人識別情報との関係

情報公開条例第7条第2号ただし書ハの規定する職務遂行情報については、解釈運用基準によれば、「職務遂行に係る情報であっても、それが他の非公開情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて非公開とされることとなる。」とされており、加害教員の職務遂行情報であっても、被害児童生徒の個人識別情報となるものは、非公開とするのが相当であるとしている。

5 被害児童生徒の個人識別情報

(1) 個人識別情報

情報公開条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報として規定している。

解釈運用基準において、本号本文前段に規定する照合の対象となる「他の情報」とは、「公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、請求権者であれば誰でも公開請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、他の情報に含めて考える必要はないものと考えられる。」としている。

(2) 個人識別情報の該当性

加害教員氏名を含め、本件対象文書に記載されている教職員氏名、学校名、校長印等は、被害児童生徒が所属する学校やクラスが特定される情報であり、こういった加害教員等の氏名、職名及び職務遂行の内容に係る部分については、被害児童生徒の個人識別情報の該当性について検討する必要がある。

また、個人識別情報の該当性は、情報公開条例第7条第2号本文前段に規定する「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」か否かにより判断されるが、ここで「他の情報」の範囲が問題となる。

この点、体罰事故報告書は、加害教員が職務遂行中に体罰を行ったことが明らかになるものであるが、一方で、当事者である被害児童生徒にとっては体罰行為の被害者であることが明らかになるものである。

通常、被害を受けた事実やそれに至る経過として記載された被害児童生徒の言動は、当該被害児童生徒の人間性又は人格に関わる情報であり、他人に知られたくない秘匿性の高いものである。万が一にも被害児童生徒が特定されるようなことになれば、当該個人の人格的利益や社会的評価を場合によっては損ねてしまうおそれがある。さらに、当該被害者が心身の成熟途上にある児童生徒であることにも鑑みれば、被害児童生徒に係る個人識別情報の取扱いにあたっては、その秘匿性の保持に最大限の配慮がなされなければならない。

被害児童生徒にとって、活動の範囲が主に学校や自宅周辺であることから、体罰を受けた噂や誹謗中傷が学校全体や地域に知れ渡ると、単なる不快感にとどまらず、精神的苦痛を与え、被害児童生徒の成長発達に悪影響を及ぼすとともに、学習環境が悪化し、学習の機会を失うこととなりかねない。このような点からすると、被害児童生徒の体罰に関する情報についての個人識別性は、主として、学校の関係者や自宅周辺の住民と被害児童生徒との間において特に問題になるものといえる。

本件処分と同様、公立学校に関する体罰事故報告書において教員名や学校名を非公開とされた処分について争われた高松高等裁判所令和3年（行コ）第4号同4年2月25日判決（最高裁判所令和4年（行ツ）第153号及び154号同4年7月21日上告棄却決定）においても、「体罰は、被害生徒の心身を傷付ける行為であり、体罰の経緯や態様といった体罰に係る情報は、その性質上、取扱いに配慮を要する（略）これらの開示文書により、いずれの事案においても、体罰の詳細な経緯、態様に加え、被害生徒の学校（部活動を含む。）又は家庭での行状や被害生徒の心情等が開示されているため、被害生徒のプライバシー保護の必要性が相当に高いというべきである。（略）被害生徒と特定の関係のある者が開示請求をする可能性が存することも併せ考慮すれば、本件においては、被害生徒の同級生を含む在校生やその保護者、近隣住民等が知り得る情報についても、「他の情報」に含まれると解すべきであって、一般人を基準として容易に入手し得る情報に加え、これらの者が知り得る情報をも照合した場合に、個人を識別できる相当程度の可能性があるか否かについて判断するのが相当である。」と判示する。

このため、少なくとも本件においては、被害児童生徒の権利利益保護の十全を図るため、学校の関係者や自宅周辺の住民という一定範囲の者（以下「学校関係者等」という。）にも、被害児童生徒の特定がされることを可能な限り回避しなければならず、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、学校関係者等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報についても除外することなく、被害児童生徒の識別可

能性を判断する必要がある。公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報であっても、被害児童生徒の個人識別情報である場合には、非公開となる。

6 非公開情報に対する個別判断

上記を踏まえ、当審査会では、被害児童生徒の権利利益を保護することが重要な視点であると思料することから、被害児童生徒の個人識別性及び利益侵害のおそれを基準にして、本件処分に係る非公開情報について、実施機関から提出された追加資料（ヴォーン・インデックス）をもとに、公開しない部分を黒塗りする前の本件対象文書を直接見分するインカメラ審理を行ったところ、別表のとおり、類似する情報ごとに区分することができた。

以下、区分ごとに当審査会としての基本的な考え方を示すこととする。

なお、本件対象文書である12件の体罰事故報告書について、別表のとおり、実施機関が当該文書を交付した順に通頁を付し、実施機関が非公開とした部分の掲載位置を示すこととした。

（1）区分1の情報

区分1は、被害児童生徒の氏名及び住所、被害児童生徒保護者の氏名及び住所、関係生徒の氏名の情報で、直接的に特定の個人を識別できる情報であり、情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とすべき情報である。

なお、加害教員等の氏名については、上述の第5の5（2）の判断理由から、被害児童生徒の権利利益保護の十全を図る上で、まずは被害児童生徒の個人識別情報に該当するか否かを検討することが適当であるので、本件においては、加害教員等の氏名を区分1には含めず、区分3の間接的に被害児童生徒を識別できるおそれのある情報として整理・検討することとする。

（2）区分2の情報

区分2は、加害教員の生年月日の情報で、直接的に当該教員を識別できる情報であり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではないので、当該教員の公務員としての職務遂行情報に当たる情報ではない。

以上のことから、区分2に関する情報は、情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とすべき情報である。

（3）区分3の情報

区分3は、以下のとおりの情報であり、被害児童生徒を識別できる情報であることから、情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とすべき情報である。

ア 区分3-1の情報

区分3-1は、被害児童生徒が所属する学校名が判明する情報である。

加害教員の氏名及び印影、学校名、校長氏名及び校長印影、教員氏名、使用する言語、学校施設名、補習授業名、副校長氏名、特別支援学級の通称、教頭氏名、地名、PTA会長氏名

当該情報が公開されれば、実施機関が所管するホームページ等により、当該児童生徒が所属する学校名を特定することは可能であり、また、いずれの事案も当該児童生徒の学年、体罰発生の日時、場所及び体罰の詳細な経緯、態様等（以下「体罰の詳細な経緯等」という。）が本件処分により公開されていることから、学校関係者等が知り得る情報と照合した場合に当該児童生徒を識別することは可能である。

イ 区分3-2の情報

区分3-2は、被害児童生徒が所属する学科、クラス名等が判明する情報である。

〔学科、クラス名等、出席番号〕

当該情報が公開されれば、いずれの事案も体罰の詳細な経緯等が本件処分により公開されていることから、学校関係者等が知り得る情報と照合した場合に当該児童生徒を識別することは可能である。

ウ 区分3-3の情報

区分3-3は、加害教員を識別することが可能な情報である。

〔加害教員の年齢、担当教科、経歴、勤続年数、性別、担任クラス名及び校務分掌、加害教員が過去に配属された学校の校長氏名、特異な動向についての記録〕

当該情報が公開されれば、いずれの事案も体罰の詳細な経緯等に加え、当該教員の職名又は部活動顧問名（県立高等学校臨時的任用講師、県立高等学校男子バレー部顧問、能美市立中学校バスケットボール部顧問、能美市立小学校2年生担任、金沢市立小学校4年生学年主任、金沢市立小学校4年生担任）が本件処分により公開されていることから、当該教員を識別することは可能であり、さらに学校関係者等が知り得る情報と照合した場合に被害児童生徒を識別することは可能である。

エ 区分3-4の情報

区分3-4は、その他、間接的に被害児童生徒等を識別できるおそれのある情報である。

〔被害児童生徒の性別、部活動での役割及び呼称、被害児童の兄弟の続柄及び学年、被害児童保護者の職業、被害児童とは別の児童の様子、被害児童の発言、心情及び要望、被害児童保護者の電話内容及び面談内容、被害児童保護者と校長の面談内容、被害児童への対応及び動向、校長の意向、被害児童の対応、授業名及び開講日、部活動名〕

当該情報が公開されれば、いずれの事案も体罰の詳細な経緯等が本件処分により公開されていることから、学校関係者等が知り得る情報と照合した場合に当該児童生徒を識別することは可能である。

(4) 区分4の情報

区分4は、被害児童生徒の発言、要望、心情、様子及び受診結果等、被害児童生徒保護者の発言、要望、心情及び様子等、PTA会長や保護者会の保護者の発言、指摘等、関係者及び加害教員の様子を記録した情報である。

被害児童生徒及びその保護者の発言、要望、心情及び様子等については、当該個人の特性を示すものであって、通常、他人に知られたくない情報と認められ、公開することにより不快感や不安感等の精神的な苦痛を及ぼすことが想定されるなど、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあると認められる。

PTA会長や保護者会の保護者の発言等については、特定の個人を評価した発言が記録されており、公にされたくない発言であると認められ、公開することにより当該個人や特定の個人の権利利益が侵害されるおそれがあると認められる。

関係者及び加害教員の様子については、当該関係者等の事案発生後の様子や心情等が記録され、当該個人の人格と関連性が強い情報であると認められ、公開することにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあると認められる。

以上のことから、区分4に関する情報は、情報公開条例第7条第2号に該当し、非公開とすべき情報である。

(5) 区分5の情報

区分5は、加害教員の健康状況などの身分取扱情報である。

加害教員の身分取扱情報に関しては、本件公開請求の対象である当該教員の体罰に係る職務遂行上の活動に関係するものではない。「職務の遂行に係る情報」とは、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであり、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」に該当しない。

以上のことから、区分5に関する情報は、情報公開条例第7条第2号又は同条第6号ニに該当し、非公開とすべき情報である。

(6) 区分6の情報

区分6は、PTA会長の発言であり、PTAの事業活動情報である。

PTA会長の本件に係る発言が公になれば、今後発言が躊躇され、又はPTA活動の自主性が損なわれるおそれがあり、秘匿されるべき情報であると認められる。

以上のことから、区分6に関する情報は、情報公開条例第7条第3号に該当し、非公開とすべき情報である。

(7) 区分7に関する情報

区分7は、校長の加害教員に対する所見、加害教員への処分に対する市教委の所感、保護者会の保護者の発言内容やそれを踏まえた学校の対応、加害教員の今後の勤務についての記録であり、人事管理に関する情報である。

人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に関する情報については、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれのある情報であり、事務事業情報として認められる。

以上のことから、区分7に関する情報は、情報公開条例第7条第6号に該当し、非公開とすべき情報である。

(8) 区分8の情報

区分8は、加害教員、校長、生徒に対する事情聴取、保護者会での質疑応答、関係者及び加害教員の様子に含まれる事情聴取の内容（以下「事情聴取等」という。）の記録である。

実施機関がこれら関係者から直接、事情、意見等を聴取することにより、対象事案の具体的な事実や当該関係者の率直な心情等を把握し、それを勘案した上で、事案に適切に対応するために行われたものと認められるから、事情聴取等の情報は、事務事業情報に該当する。

以上のことから、区分8に関する情報は、情報公開条例第7条第6号に該当し、非公開とすべき情報である。

(9) 区分9の情報

区分9は、以下のとおりの情報であり、当審査会としては公開すべきものと判断する。

ア 区分9-1の情報

区分9-1は、被害児童生徒保護者の続柄を示す情報である。

被害児童生徒保護者の続柄は、一般的に、本人から見た相手方の属性を表すものであり、当該児童生徒本人が特定されない以上、当該保護者にとっての個人識別情報になるとは認められない。また、当該情報をもって当該児童生徒が識別されるおそれがあると認められないことから、情報公開条例第7条第2号には該当しない。

イ 区分9-2の情報

区分9-2は、表題及び項目を示す情報である。

実施機関は、表題及び項目等を次に続く文章と一体として非公開としたものと思料するが、表題及び項目名は、次に続く文章の非公開情報の内容が明らかにならない程度に要約・抽象化されたものである限り、次に続く文章の全体が非公開情報である場

合においても、当然に当該文章と一体をなして非公開情報となるものとは認められない。

ウ 区分9-3の情報

区分9-3は、聴取機関名及び実施日の情報である。

本件対象文書23頁3行目から4行目の「聴取機関名」及び「実施日」については、加害教員の事情聴取を行った行政機関名及び年月日を示しているに過ぎず、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、情報公開条例第7条第6号には該当しない。

エ 区分9-4の情報

区分9-4は、日付を示す情報である。

本件対象文書32頁の「日付」については、加害教員の不適切な言動を行った日を示し、また、本件対象文書33頁の「日付」については、校長又は教員が職務を行った日を示しており、校長又は教員の職務遂行情報と認められる。

これら日付は、被害児童が当該教員から不適切な言動を受けた記録と関連する日付であったり、校長又は教員が当該児童保護者との面談内容等の記録と関連する日付であるが、後述の区分9-7⑤によって本件対象文書32頁及び33頁の「別紙1」に記載されている内容の一部が公開されるにしても、日付の情報をもって当該児童生徒等が識別されるおそれがあるとは認められないことから、情報公開条例第7条第2号には該当しない。

オ 区分9-5の情報

区分9-5は、アンケートの種類を示す情報である。

本件対象文書32頁35行の当該情報は、いずれの学校でも通常行われている児童に対する学校生活に関するアンケートであり、このアンケートから被害児童生徒が識別されるおそれがあるとは認められないことから、情報公開条例第7条第2号には該当しない。

カ 区分9-6の情報

区分9-6は、加害を目撃した生徒と体罰の通報者との続柄を示す情報である。

本件対象文書70頁18行の「加害を目撃した生徒の呼称」は、当該通報者から見て当該生徒との続柄を示すものであり、当該生徒の性別が判明する情報である。当該通報者本人が特定されない以上、当該生徒が識別されるおそれがあるとは認められない。また、当該生徒の性別をもって、特定の個人が識別されるおそれがあると認められないことから、当該情報は、情報公開条例第7条第2号には該当しない。

また、同行の「加害を目撃した生徒の保護者の続柄」は、当該生徒から見て体罰の通報者である保護者との続柄を示すものであり、当該通報者の性別が判明する情報である。当該生徒が特定されない以上、当該通報者が識別されるおそれがあるとは認められない。また、当該通報者の性別をもって、特定の個人が識別されるおそれがあるとは認められないことから、当該情報は、情報公開条例第7条第2号には該当しない。

キ 区分9-7の情報

区分9-7は、学校が以下の事項について記録した記述である。

① 本件対象文書10頁33行目から11頁1行目の「被害生徒保護者の要望」及び11頁3行30文字目から4行目の「被害生徒保護者との来校の約束」については、保護者の発言そのものを記録したものではなく、事実関係を要約した内容であり、当該保護者の権利利益が侵害されるおそれはない。また、その内容から被害児童生徒等が識別されるおそれがあるものと認められないことから、情報公開条例第7条第2号には該当しない。

② 本件対象文書19頁12行の「学校からPTA会長への学校の今後の対応及び加害教員の様子についての報告（加害教員の氏名を除く）」については、校長がその職務として報告を行ったことの記述であり、内容としても事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないことから、情報公開条例第7条第6号には該当しない。

③ 本件対象文書27頁2行目から7行目の保護者面談に関する「日時・場所」については、教員の職務遂行情報であり、場所が自宅、校長室といった一般的な表現で記述されており、「参加者」についても、校長、加害教諭、担任といった名称や保護者の続柄を示しているに過ぎず、当該情報をもって被害児童生徒等が識別されるおそれがあるもの又は当該児童生徒等の権利利益が侵害されるおそれがあるものとは認められない。

また、同頁24行目から30行目の「問題点」についても、暴力を用いたこと、加害教員の体罰に対する意識が弱かったこと、組織・連絡体制が機能しなかった等、定型的な表現で問題点が指摘されているに過ぎず、当該情報をもって被害児童生徒が識別されるおそれがあるもの又は当該児童生徒の権利利益が侵害されるおそれがあるものとは認められない。

よって、これらの情報は、情報公開条例第7条第2号には該当しない。

④ 本件対象文書31頁36行目の校長が保護者面談を行った事実を記録した記述及び同頁37行目の校長が謝罪を行った事実を記録した記述は、当該情報をもって被

害児童生徒等が識別されるおそれがあるもの又は当該児童生徒等の権利利益が侵害されるおそれがあるものとは認められないことから、情報公開条例第7条第2号には該当しない。

- ⑤ 本件対象文書32頁の「別紙1のうち上記以外の部分」は、校長確認用として加害教員による不適切指導について記載されたものであり、体罰の詳細な経緯等について記録されており、教員の職務遂行情報である。当該情報をもって被害児童生徒が識別されるおそれがあるもの又は当該児童生徒の権利利益が侵害されるおそれがあるものとは認められない。

また、本件対象文書33頁の「別紙1のうち上記以外の部分」は、校長確認用として不適切な指導が発覚した後の学校の対応について記載されたものであり、校長又は教員が、保護者との面談を行い保護者に対し事実確認の約束をする、今後の改善に向けて話し合う、謝罪を行う、学校長が市教育委員会に報告するといった一般的に想定され得る対応が定型的な表現で記録されているに過ぎず、当該情報をもって被害児童生徒等が識別されるおそれがあるもの又は当該児童生徒等の権利利益が侵害されるおそれがあるものとは認められない。

よって、これらの情報は、情報公開条例第7条第2号には該当しない。

- ⑥ 本件対象文書73頁「保護者等への対応」の項目内の上記以外の部分は、教員が保護者に事情説明及び謝罪を行った経過の記録であるが、職員の任免、服務及び給与の取扱いに関する記録といった人事管理に関する情報とは認められず、また、一般的に想定され得る対応が記録されているに過ぎないため、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないから、情報公開条例第7条第6号には該当しない。

なお、この中で、「保護者に話しても構わない」旨の被害生徒の発言も記録されているが、当該記録は、特定の被害生徒の発言をそのまま記録したものではなく、教員が複数いる被害生徒全員に対して学校から保護者へ連絡を行うことについての同意を取ったという事実を表現したものに過ぎないことが認められる。したがって、当該被害生徒の実施機関に対する信頼を損ない、今後実施機関が関係者から事情聴取を行う際に、被聴取者から詳細な経緯や率直な心情等を聴取することが困難になるおそれがあるとは認められず、情報公開条例第7条第6号には該当しない。

また、本件対象文書73頁「今後の対応」の項目内の上記以外の部分については、このうちの23行から24行は、職員朝礼において事実説明を行い、及び体罰禁止の徹底を促す対応、25行1文字目及び23文字目から26行2文字目は、加害教員に生徒に謝罪させる対応、27行から28行は、管理職から加害教員に指導する対応が記録されているが、一般的に想定され得る対応を定型的な表現で記録されているに過ぎないことが認められる。したがって、当該情報を公開することにより、

公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるとは認められないから、情報公開条例第7条第6号には該当しない。

8 第三者の保護に関する手続きについて

(1) 情報公開条例第14条について

情報公開条例第14条第1項では、「公開請求に係る公文書に県、国、他の地方公共団体及び公開請求以外の者（以下、この条（略）において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」と規定している。

同条第2項では、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」と規定し、第1号では、「第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ、同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき」、第2号では、「第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき」と規定し、第三者の保護に関する手続を規定している。

解釈運用基準によれば、同条第1項は、第三者に対する任意的意見聴取について規定したもの」であり、実施機関に対して第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではないとしている。

また、同条第2項は、第三者に対する必要的意見聴取について規定したもので、公開請求に係る公文書について、同条例第7条第2号ロ、同条第3号ただし書若しくは同条第7号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を公開する場合、又は同条例第9条に規定する「公益上特に必要があると認めるとき」に該当し、これを裁量的に公開する場合は、第三者に対する適正な行政手続を保障する観点から、当該第三者に意見書提出の機会を付与することを実施機関に義務づける趣旨としている。

(2) 第三者の保護に関する手続きについて

解釈運用基準によれば、情報公開条例第14条第1項は、実施機関に対して、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではない。

また、本件処分により公開した部分は、同条第2項に規定するところの同条例第7条第2号ロ、同条第3号ただし書及び同条第7号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、又は同条例第9条に規定する「公益上特に必要があると認めるとき」に裁量的に公開した情報に該当しない。

したがって、同条例第14条による第三者の保護に関する手続きを行わなかったことに違法又は不当な点はない。

9 結論

以上の理由により、第1に掲げる「審査会の結論」のとおり判断する。

10 付言

当審査会の判断は以上であるが、理由付記は、行政手続条例第8条で義務付けられている重要な手続きであることから、今後、実施機関が、請求の全部又は一部を非公開とする決定を行うにあたっては、非公開部分ごとにいかなる理由により非公開としたのか相手方が了知できるよう、具体的な理由の付記を行うよう求める。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和4年 1月17日	○ 諮問を受けた。(諮問教職第664号)
令和4年 1月17日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和4年 2月 4日	○ 実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和4年 2月22日 (第322回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 3月10日	○ 実施機関に対して追加資料の作成及び提出を求めた。
令和4年 9月28日	○ 実施機関から追加資料を受理した。
令和4年 9月28日 (第331回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年 9月30日	○ 審査請求人に対して実施機関からの追加資料の写しを送付した。
令和4年10月18日 (第332回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年10月18日	○ 審査請求人に対して実施機関からの追加資料に係る意見書の提出を求めた。
令和4年11月 8日 (第333回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年12月 7日	○ 審査請求人から意見書を受理した。
令和4年12月16日	○ 審査請求人から意見書を受理した。
令和4年12月20日 (第334回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5年 1月31日 (第335回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5年 2月21日 (第336回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5年 3月22日 (第337回審査会)	○ 事案の審議を行った。

【別表】

	文書名	通頁	実施機関の処分理由				審査会の判断
			非公開部分	掲載位置	条例第7条該当号	理由	
1	体罰事案の発生について（報告）	1	加害教員氏名	10, 17, 21, 23, 24, 25, 26, 27, 29行	第2号	①②	区分3-1
			被害生徒氏名	12, 17, 18, 20, 23, 25, 26, 27, 29, 30, 32, 33行	第2号	③	区分1
			学校名	1, 4, 15行	第2号	②	区分3-1
			校長氏名	5行	第2号	②	区分3-1
			学科	10, 12, 17行	第2号	②	区分3-2
			クラス名	12行	第2号	②	区分3-2
			教員氏名（加害教員を除く）	17, 18行	第2号	②	区分3-1
			（●●）※使用する言語	23行	第2号	②	区分3-1
			学校施設名	34行	第2号	②	区分3-1
			2	加害教員氏名	5, 6, 9, 10, 20, 24, 27, 30, 33行	第2号	①②
		被害生徒氏名		6, 9, 10, 15, 23, 24, 27行	第2号	③	区分1
		関係生徒氏名（被害生徒を除く）		3, 4, 6, 10行	第2号	③	区分1
		教員氏名（加害教員を除く）		4, 6, 9, 10, 11, 13, 15, 17, 19, 22, 23, 27行	第2号	②	区分3-1
		学科		13, 17行	第2号	②	区分3-2
		クラス名		3, 4, 6, 10行	第2号	②	区分3-2
		学校施設名		15行	第2号	②	区分3-1
		被害生徒保護者の続柄		23, 24行	第2号	②	区分9-1
		3	被害生徒氏名	2行	第2号	③	区分1
			加害教員氏名	2, 3行	第2号	①②	区分3-1
			項番6(1)の表題	8行	第6号	④	区分9-2
校長の加害教員に対する所見	9～17行		第6号	④	区分7		
2	体罰事案反省文の提出について	4	学校名	11行	第2号	②	区分3-1
		加害教員氏名	11行	第2号	①②	区分3-1	
	体罰 反省文	5	学校名	35行	第2号	②	区分3-1
		加害教員氏名及び印影	35行	第2号	①②	区分3-1	
	体罰に関する報告	6	加害教員氏名	10行	第2号	①②	区分3-1
			学校名	9, 12行	第2号	②	区分3-1
3	教職員の体罰について（報告）	7	加害教員氏名	10行	第2号	①②	区分3-1
			被害児童氏名	13行	第2号	③	区分1
			学校名	10行	第2号	②	区分3-1
			クラス名	13行	第2号	②	区分3-2
4	体罰事案の発生について（報告）	8	被害生徒氏名	7, 10, 12, 20, 27行	第2号	③	区分1
			加害教員氏名	8, 13, 25行	第2号	①②	区分3-1
			学校名	4行	第2号	②	区分3-1
			学科	7, 17行	第2号	②	区分3-2
			加害教員の年齢	8行	第2号	⑤	区分3-3
			学校施設名	15行	第2号	②	区分3-1
		9	補習授業名	16行	第2号	②	区分3-1
			被害生徒氏名	1, 6, 23行	第2号	③	区分1
			加害教員氏名	2行	第2号	①②	区分3-1
			学科	1, 2行	第2号	②	区分3-2
			補習授業名	20行	第2号	②	区分3-1
			学校名	21行	第2号	②	区分3-1
			被害生徒保護者の続柄	31行	第2号	②	区分9-1
			被害生徒保護者の発言	32～39行	第2号	⑥	区分4
5	教職員の体罰事案の発生について	10	加害教員氏名	11～12, 21, 22, 24, 26, 27, 31行	第2号	①②	区分3-1
			学校名	1, 4行	第2号	②	区分3-1
			校長氏名	5行	第2号	②	区分3-1
			クラス名	11, 12行	第2号	②	区分3-2

	文書名	通員	実施機関の処分理由				審査会の判断
			非公開部分	掲載位置	条例第7条該当号	理由	
5	教職員の体罰事案の発生について	10	加害教員の担当教科	12行	第2号	②	区分3-3
			加害教員の年齢	12行	第2号	⑤	区分3-3
			被害生徒氏名	13行	第2号	③	区分1
			教員氏名（加害教員を除く）	18, 20, 22, 27, 33行	第2号	②	区分3-1
			学校施設名	21行	第2号	②	区分3-1
			被害生徒の発言	28～30行	第2号	⑥	区分4
			被害生徒保護者の続柄	31, 33行	第2号	②	区分9-1
			被害生徒保護者の発言	31～32行	第2号	⑥	区分4
			被害生徒保護者の要望	33行	第2号	⑥	区分9-7
			被害生徒保護者の要望	1行	第2号	⑥	区分9-7
		11	項番3の表題	7行	第2号	⑥	区分9-2
			被害生徒保護者との会話内容（来校の約束を除く。）	1行35文字目～3行29文字目, 8～20行	第2号	⑥	区分4
			被害生徒保護者との来校の約束	3行30文字目～4行	第2号	⑥	区分9-7
			被害生徒保護者の続柄	1, 5行	第2号	②	区分9-1
			教員氏名（加害教員を除く）	1, 5, 29行	第2号	②	区分3-1
			校長氏名	5行	第2号	②	区分3-1
			副校長氏名	5行	第2号	②	区分3-1
			加害教員が過去に配属された学校の校長氏名	33行	第2号	②	区分3-3
		12	加害教員氏名	21行	第2号	①②	区分3-1
			加害教員の経歴	1～2行	第2号	⑤	区分3-3
		加害教員氏名	5, 7行	第2号	①②	区分3-1	
6	部活動指導中の体罰事案に関する報告書	13	なし	—	—	—	
	部活動指導中の体罰に関する報告	14	加害教員氏名	6, 20, 21, 23, 24, 26, 33行	第2号	①②	区分3-1
			被害生徒氏名	11, 23, 26, 27, 31, 33行	第2号	③	区分1
			学校名	5, 10行	第2号	②	区分3-1
			加害教員の年齢	6行	第2号	⑤	区分3-3
			加害教員の勤続年数	6行	第2号	⑤	区分3-3
			被害生徒の性別	7, 12行	第2号	②	区分3-4
			被害生徒の部活動での役割	12, 14行	第2号	②	区分3-4
			被害生徒保護者の発言	24～25, 31～32, 33～34行	第2号	⑥	区分4
		15	被害生徒の発言	27～28行	第2号	⑥	区分4
			被害生徒保護者の続柄	31, 33行	第2号	②	区分9-1
			加害教員氏名	1, 6, 22, 33, 35行	第2号	①②	区分3-1
			被害生徒氏名	1, 3, 13, 16, 21, 30, 34行	第2号	③	区分1
			被害生徒保護者の続柄	1, 3行	第2号	②	区分9-1
			被害生徒保護者の発言	3～5行	第2号	⑥	区分4
	16	被害生徒の呼称	4行	第2号	②	区分3-4	
		P T A会長の発言	26～28行	第2号	⑥	区分4	
	部活動指導中の体罰事案について（報告）	17	加害教員氏名	1, 7行	第2号	①②	区分3-1
			加害教員氏名	8, 16, 18, 22, 26, 27行	第2号	①②	区分3-1
			被害生徒氏名	10, 16, 21, 23行	第2号	③	区分1
			学校名	3, 7行	第2号	②	区分3-1
			校長氏名及び校長印の印影	4行	第2号	②	区分3-1
			被害生徒の性別	7, 16行	第2号	②	区分3-4
			加害教員の年齢	8行	第2号	⑤	区分3-3
			加害教員の勤続年数	8行	第2号	⑤	区分3-3
			被害生徒の部活動での役割	10, 16, 21, 22行	第2号	②	区分3-4
			教員氏名（加害教員を除く）	24行	第2号	②	区分3-1
18		被害生徒保護者の続柄	26, 30, 31行	第2号	②	区分9-1	
		被害生徒保護者の発言	26行19文字目～27行11文字目, 31～32行	第2号	⑥	区分4	
		加害教員氏名	5, 9, 12, 16, 19, 23, 31, 34行	第2号	①②	区分3-1	

	文書名	通員	実施機関の処分理由				審査会の判断
			非公開部分	掲載位置	条例第7条該当号	理由	
6	部活動指導中の体罰事案について（報告）	18	被害生徒氏名	9, 28行	第2号	③	区分1
			被害生徒の呼称	20, 21, 23, 24, 25, 31, 32行	第2号	②	区分3-4
			被害生徒保護者の続柄	3, 8, 12, 19行	第2号	②	区分9-1
			被害生徒の受診結果	8~9行	第2号	⑥	区分4
			被害生徒保護者の発言	9~10行, 13行, 16行27~43文字目, 27~30行, 32~35行	第2号	⑥	区分4
			被害生徒の心情	31行	第2号	⑥	区分4
		19	被害生徒の様子	16行44文字目~17行	第2号	⑥	区分4
			P T A会長の発言	2~3行	第3号	⑦	区分6
			加害教員氏名	5, 6, 7, 8, 12, 14, 15, 20, 21, 25, 32行	第2号	①②	区分3-1
			被害生徒氏名	25, 29, 31, 32行	第2号	③	区分1
			被害生徒の発言	7~8行	第2号	⑥	区分4
			被害生徒保護者の続柄	14, 15, 20, 25, 26, 31行	第2号	②	区分9-1
			被害生徒保護者の発言	15~16, 20~21, 31~33行	第2号	⑥	区分4
			学校からP T A会長への学校の今後の対応及び加害教員の様子についての報告(加害教員氏名を除く)	12行	第6号	⑧	区分9-7
7	教職員の体罰について（報告）	20	被害生徒の呼称	20, 26, 32行	第2号	②	区分3-4
			学校名	11, 15行	第2号	②	区分3-1
	能美市立●●小学校における教諭の体罰事案について	21	【資料1】の表題	13行	第6号	④	区分9-2
			加害教員氏名	3行	第2号	①②	区分3-1
			被害児童氏名	6行	第2号	③	区分1
			学校名	2, 3行	第2号	②	区分3-1
			加害教員の年齢	3行	第2号	⑤	区分3-3
			クラス名	6行	第2号	②	区分3-2
	児童指導中の体罰に関する事情聴取の内容	23	学校名	1行	第2号	②	区分3-1
			【資料1】の表題	2行	第6号	④	区分9-2
			【資料1】の聴取機関名及び実施日	3, 4行	第6号	④	区分9-3
		24	【資料1】のうち上記以外の部分	23頁中の上記を除く部分	第6号	⑨	区分8
		25	【資料1】	全て	第6号	⑨	区分8
	体罰に関する報告書	26	【資料1】	全て	第6号	⑨	区分8
加害教員氏名			9, 10, 19行	第2号	①②	区分3-1	
被害児童氏名			11行	第2号	③	区分1	
被害児童保護者の氏名及び住所			12行	第2号	③	区分1	
学校名			5行	第2号	②	区分3-1	
校長氏名			6行	第2号	②	区分3-1	
加害教員の年齢及び性別			10行	第2号	⑤	区分3-3	
クラス名			9, 11行	第2号	②	区分3-2	
27		被害児童兄弟の続柄及び学年	16行	第2号	②	区分3-4	
		表題及び項目 《保護者面談について》（日時・場所、参加者、問題点）	1, 3, 6, 16, 27行	第2号	⑥	区分9-2	
8	金沢市立●●小学校教諭による不適切な指導について（報告）	28	《保護者面談について》（保護者面談の内容）	2~7, 24~30行	第2号	⑥	区分9-7
			8~23行	第2号	⑥	区分4	
		29	学校名	8行	第2号	②	区分3-1
			項番3, 4及び5の表題	12, 13, 14行	第6号	④	区分9-2
			加害教員氏名	4行	第2号	①②	区分3-1
			被害児童氏名	9行	第2号	②	区分1
			被害児童の住所	10行	第2号	③	区分1
被害児童保護者の氏名	11行	第2号	③	区分1			
被害児童保護者の職業	11行	第2号	③	区分3-4			
加害教員の生年月日	5行	第2号	⑤	区分2			

	文書名	通頁	実施機関の処分理由				審査会の判断		
			非公開部分	掲載位置	条例第7条該当号	理由			
8	金沢市立●●小学校教諭による不適切な指導について（報告）	29	加害教員の年齢	5行	第2号	⑤	区分3-3		
			学校名	6, 15行	第2号	②	区分3-1		
			加害教員の勤続年数	6行	第2号	⑤	区分3-3		
			クラス名	7, 9, 15行	第2号	②	区分3-2		
			被害児童の性別	9行	第2号	②	区分3-4		
		30	被害児童とは別の児童の様子	19行	第2号	②	区分3-4		
			（3）の表題	7行	第2号	⑥	区分9-2		
			被害児童及び被害児童保護者の様子及び要望	8～20行	第2号	⑥	区分4		
			加害教員への処分に対する市教委の所感	24～25行	第6号	④	区分7		
			加害教員への処分に対する市教委の所感（被害児童保護者の要望を含む）	30～32行	第2号 第6号	④⑥	区分4 区分7		
			31	被害児童の発言、心情及び要望	12～14行	第2号	②⑥	区分3-4 区分4	
				被害児童保護者の電話内容	17～21, 23行	第2号	②⑥	区分3-4 区分4	
		被害児童保護者の面談内容		25～29行	第2号	②⑥	区分3-4 区分4		
		被害児童保護者と校長との面談及び校長の謝罪の事実		36, 37行	第2号	②⑥	区分9-7		
		被害児童保護者と校長の面談内容		38～46行	第2号	②⑥	区分3-4 区分4		
		被害児童への対応及び動向		31, 33～34, 48, 50行	第2号	②	区分3-4		
		加害教員氏名		52行	第2号	①②	区分3-1		
		別紙1		32	表題	1行	第6号	④	区分9-2
					項目1（学校名を除く）	2行	第2号	②	区分9-2
					小項目①～⑤（クラス名を除く）	8, 15, 21, 28, 34行	第2号	②	区分9-2
					学校名	2, 3行	第2号	②	区分3-1
					加害教員氏名	3行	第2号	①②	区分3-1
					クラス名	4, 8, 15, 21, 28, 34行	第2号	②	区分3-2
					被害児童氏名	4行	第2号	③	区分1
					被害児童とは別の児童の様子	9行35文字目～10行24文字目	第2号	②	区分3-4
					特別支援学級の通称	11行	第2号	②	区分3-1
					日付	15, 21, 34行	第2号	②	区分9-4
					アンケートの種類	35行	第2号	②	区分9-5
					33	被害児童の言動及び様子	3行35文字目～4行18文字目, 9行1～19文字目, 16行1～19文字目, 22行1～21文字目, 29行1～11文字目, 29行20文字目～30行3文字目, 30行36文字目～32行	第2号	⑥
被害児童の様子	38行10文字目～42行					第2号	⑥	区分4	
被害児童保護者の発言	43～45行3文字目			第2号		⑥	区分4		
別紙1のうち上記以外の部分	32頁中の上記を除く部分			第2号		②	区分9-7		
項目2	1行			第2号		②	区分9-2		
日付	2行1～4文字目, 3行1～5文字目, 8行1～5文字目, 10行1～5文字目, 14行1～5文字目, 16行1～5文字目, 22行1～5文字目, 23行1～5文字目, 24行1～5文字目, 33行1～4文字目, 34行1～4文字目, 36行1～4文字目, 48行1～4文字目, 49行1～5文字目			第2号		②	区分9-4		

	文書名	通頁	実施機関の処分理由				審査会の判断
			非公開部分	掲載位置	条例第7条該当号	理由	
8	別紙1	33	被害児童保護者の面談内容	2行14～28文字目, 4行3～17文字目, 4行24文字目～6行4文字目, 8行16文字目～9行10文字目, 10行23文字目～12行12文字目, 24行6文字目～32行, 38行～46行5文字目	第2号	②⑥	区分3-4 区分4
			被害児童の心情	17行13文字目～20行	第2号	②⑥	区分3-4 区分4
			被害児童保護者の電話内容	22行6～34文字目, 23行6～32文字目	第2号	②⑥	区分3-4 区分4
			加害教員氏名	40, 44, 46行	第2号	①②	区分3-1
			校長の意向	47行9～30文字目	第2号	②	区分3-4
			被害児童の対応	33行5～32文字目, 34行5文字目～35行, 48行5～17文字目, 49行6～18文字目	第2号	②	区分3-4
			別紙1のうち上記以外の部分	33頁中の上記を除く部分	第2号	②	区分9-7
	別紙2	34	表題(学校名及び校長氏名を除く)	2行	第6号	④	区分9-2
			学校名	2行	第2号	②	区分3-1
			校長氏名	2行	第2号	②	区分3-1
			別紙2のうち上記以外の部分	34頁中の上記を除く部分	第6号	⑨	区分8
		35	別紙2	全て	第6号	⑨	区分8
	36	別紙2	全て	第6号	⑨	区分8	
	別紙3	37	表題(学校名及び加害教員氏名を除く)	2行	第6号	④	区分9-2
			学校名	2行	第2号	②	区分3-1
			加害教員氏名	2行	第2号	①②	区分3-1
			別紙3のうち上記以外の部分	37頁中の上記を除く部分	第6号	⑨	区分8
		38	別紙3	全て	第6号	⑨	区分8
		39	別紙3	全て	第6号	⑨	区分8
		40	別紙3	全て	第6号	⑨	区分8
		41	別紙3	全て	第6号	⑨	区分8
42		別紙3	全て	第6号	⑨	区分8	
9		金沢市立●●小学校教諭による不適切な指導について(報告)	43	学校名	8行	第2号	②
	クラス名			14行	第2号	②	区分3-2
	項番3, 4, 6及び7の表題			12, 13, 15, 16～17行	第6号	④	区分9-2
	44		加害教員氏名	4行	第2号	①②	区分3-1
			加害教員の生年月日	5行	第2号	⑤	区分2
			加害教員の年齢	5行	第2号	⑤	区分3-3
			学校名	6, 14行	第2号	②	区分3-1
			加害教員の勤続年数	6行	第2号	⑤	区分3-3
			クラス名	7, 9, 27行	第2号	②	区分3-2
			被害児童の性別	9行	第2号	②	区分3-4
			被害児童氏名	9行	第2号	③	区分1
			被害児童の住所	10行	第2号	③	区分1
			被害児童保護者氏名	10行	第2号	③	区分1
	45		保護者会の保護者の発言内容やそれを踏まえた学校の対応	7～9行	第2号 第6号	④⑥	区分4 区分7
			(3)の表題(①, ②及び③の表題を含む。ただし、クラス名を除く)	10, 11, 20, 31行	第2号 第6号	⑥⑨	区分9-2
			クラス名	20, 31行	第2号	②	区分3-2
			関係者の様子	12～19, 21～30, 32～37行	第2号 第6号	⑥⑨	区分4 区分8
	46		(3)④の表題	1行	第2号 第6号	⑥⑨⑩	区分9-2

	文書名	通員	実施機関の処分理由				審査会の判断
			非公開部分	掲載位置	条例第7条該当号	理由	
9	金沢市立●●小学校教諭による不適切な指導について（報告）	46	加害教員の様子	2～14行	第2号 第6号	⑥⑨⑩	区分4 区分5 区分8
			加害教員への処分に対する市教委の所感	19～20行	第6号	④	区分7
別紙1		47	表題（学校名及び校長氏名を除く）	2行	第6号	④	区分9-2
			学校名	2行	第2号	②	区分3-1
			校長氏名	2行	第2号	②	区分3-1
			別紙1のうち上記以外の部分	47頁中の上記を除く部分	第6号	⑨	区分8
		48	別紙1	全て	第6号	⑨	区分8
		49	別紙1	全て	第6号	⑨	区分8
		50	別紙1	全て	第6号	⑨	区分8
別紙2		51	表題（学校名及び加害教員氏名を除く）	2行	第6号	④	区分9-2
			学校名	2行	第2号	②	区分3-1
			加害教員氏名	2行	第2号	①②	区分3-1
			別紙2のうち上記以外の部分	51頁中の上記を除く部分	第6号	⑨	区分8
		52	別紙2	全て	第6号	⑨	区分8
		53	別紙2	全て	第6号	⑨	区分8
		54	別紙2	全て	第6号	⑨	区分8
		55	別紙2	全て	第6号	⑨	区分8
別紙3		57	クラス名	2行	第2号	②	区分3-2
			学校名	4行	第2号	②	区分3-1
			加害教員氏名	19, 23行	第2号	①②	区分3-1
		58	加害教員氏名	1, 2行	第2号	①②	区分3-1
			表題	4行	第6号	④	区分9-2
			加害教員の今後の勤務	5～23行	第6号	④	区分7
			表題	24行	第2号 第6号	⑥⑨	区分9-2
		59	別紙3のうち上記以外の部分	25～34行	第2号 第6号	⑥⑨	区分4 区分8
別紙3	全て		第2号 第6号	⑥⑨	区分4 区分8		
別紙3	全て		第2号 第6号	⑥⑨	区分4 区分8		
別紙4	61	表題（加害教員氏名を除く）	2行	第6号	④	区分9-2	
		加害教員氏名	2行	第2号	①②	区分3-1	
		別紙4のうち上記以外の部分	61頁中の上記を除く部分	第2号	⑥	区分4	
別紙5	62	表題（加害教員氏名を除く）	2行	第6号	④	区分9-2	
		加害教員氏名	2行	第2号	①②	区分3-1	
		別紙5のうち上記以外の部分	62頁中の上記を除く部分	第2号 第6号	⑥⑨	区分4 区分8	
10	体罰報告書	63	被害生徒氏名	9, 20, 32, 35, 40行	第2号	③	区分1
			加害教員氏名	21, 29, 33行	第2号	①②	区分3-1
			学校名	3, 9, 16行	第2号	②	区分3-1
			被害生徒のクラス名及び出席番号	9行	第2号	②	区分3-2
			教頭氏名	10, 30行	第2号	②	区分3-1
			地名	18行	第2号	②	区分3-1
			副校長氏名	30行	第2号	②	区分3-1
			加害教員の担任クラス名	29行	第2号	②	区分3-3
			加害教員の担当教科及び校務分掌	29行	第2号	②	区分3-3
			加害教員の経歴	33行	第2号	⑤	区分3-3

	文書名	通員	実施機関の処分理由				審査会の判断		
			非公開部分	掲載位置	条例第7条該当号	理由			
10	体罰報告書	64	被害生徒氏名	3, 5, 10行	第2号	③	区分1		
			加害教員氏名	4, 10, 14, 15行	第2号	①②	区分3-1		
			校長氏名	3, 4, 5, 14行	第2号	②	区分3-1		
			被害生徒保護者の続柄	5行	第2号	②	区分9-1		
			教頭氏名	10, 14行	第2号	②	区分3-1		
			副校長氏名	12, 14行	第2号	②	区分3-1		
	体罰に関する調査	65	被害生徒氏名	33行	第2号	③	区分1		
			被害生徒保護者氏名	34行	第2号	③	区分1		
			クラス名	33行	第2号	②	区分3-2		
11	令和2年度体罰実態調査報告書	66	学校名	3行	第2号	②	区分3-1		
			校長氏名及び校長印の印影	4行	第2号	②	区分3-1		
			P T A会長氏名	10行	第2号	②	区分3-1		
			加害教員の担当教科	12行	第2号	②	区分3-3		
			被害を訴えた生徒氏名	17行	第2号	③	区分1		
			被害を訴えた生徒の学科	17行	第2号	②	区分3-2		
			加害教員氏名	12, 13, 14行	第2号	①②	区分3-1		
			加害の疑いのあった教員氏名	12, 13, 16, 21, 23, 25行	第2号	①②	区分3-1		
		67	P T A会長氏名	5, 14, 16行	第2号	②	区分3-1		
			加害の疑いのあった教員氏名	7, 9, 12, 14行	第2号	①②	区分3-1		
			加害教員氏名	16行	第2号	①②	区分3-1		
		68	加害教員氏名	2, 8~9, 14, 19行	第2号	①②	区分3-1		
			学校名	2, 3行	第2号	②	区分3-1		
			校長氏名	4行	第2号	②	区分3-1		
			学科	7行	第2号	②	区分3-2		
			クラス名	7, 8, 26行	第2号	②	区分3-2		
			被害生徒保護者の続柄	8行	第2号	②	区分9-1		
			教員氏名(加害教員を除く)	8, 10, 26行	第2号	②	区分3-1		
			被害生徒保護者の発言	8~9行	第2号	⑥	区分4		
			被害生徒の性別	8行	第2号	②	区分3-4		
			被害生徒氏名	8, 14行	第2号	③	区分1		
			加害教員の自身の身分取扱情報に関する発言	20~22行	第2号	⑩	区分5		
		69	クラス名	3, 4, 6, 8, 12行	第2号	②	区分3-2		
			加害教員氏名	10, 11, 15行	第2号	①②	区分3-1		
		12	体罰事案の発生について	70	学校名	1行, 4行, 18行2~5文字目	第2号	②	区分3-1
					校長氏名	5行	第2号	②	区分3-1
					クラス名	10行	第2号	②	区分3-2
加害を目撃した生徒の呼称	18行6文字目				第2号	②	区分9-6		
加害を目撃した生徒の保護者の続柄	18行19~20文字目				第2号	②	区分9-6		
加害教員氏名	10~11, 30行				第2号	①②	区分3-1		
項番3の表題(加害教員氏名を除く)	30行				第6号	④	区分9-2		
加害教員からの聞き取り内容	31~34行				第6号	⑨	区分8		
71	加害教員からの聞き取り内容			1~6行	第6号	⑨	区分8		
	項番4の表題			7行	第6号	⑨	区分9-2		
	生徒からの聞き取り内容			8~最終行	第6号	⑨	区分8		
	生徒からの聞き取り内容			1~6行	第6号	⑨	区分8		
72	項番5の表題(加害教員氏名を除く)			7行	第6号	④	区分9-2		
	加害教員氏名			7行	第2号	①②	区分3-1		
	加害教員からの聞き取り内容			8~最終行	第6号	⑨	区分8		
73	加害教員からの聞き取り内容			1行	第6号	⑨	区分8		
	項番6、7及び8の表題			2, 18, 22行	第2号 第6号	④⑥	区分9-2		
	「6 保護者等への対応」の項目内の加害教員氏名			3行1~2文字目	第2号	①②	区分3-1		

	文書名	通頁	実施機関の処分理由				審査会の判断
			非公開部分	掲載位置	条例第7条該当号	理由	
12	体罰事案の発生について	73	「6 保護者等への対応」の項目内の被害生徒及び保護者の発言・様子に係る部分	4行23文字目～5行20文字目, 12行33文字目～14行10文字目	第2号	⑥	区分4
			「6 保護者等への対応」の項目内の上記以外の部分	3行3文字目～4行22文字目, 5行21文字目～12行32文字目, 14行11文字目～17行	第6号	④	区分9-7
			「7 所見」の項目内の加害教員に対する所見	19～21行	第6号	④	区分7
			「8 今後の対応」の項目内の授業名及び開講日	25行2～20文字目	第2号	②	区分3-4
			「8 今後の対応」の項目内の加害教員氏名	25行21～22文字目	第2号	①②	区分3-1
			「8 今後の対応」の項目内の部活動名	29, 30行	第2号	②	区分3-4
			「8 今後の対応」の項目内の特異な動向についての記録	25行2文字目～20文字目, 26行3～21文字目	第2号	②	区分3-3
			「8 今後の対応」の項目内の加害教員の今後の勤務についての記録	29行	第6号	④	区分7
			「8 今後の対応」の項目内の被害生徒の様子及び加害教員に対する所見	30行～32行	第2号 第6号	④⑥	区分4 区分7
			「8 今後の対応」の項目内の上記以外の部分	23～24行, 25行1文字目, 25行23文字目～26行2文字目, 27～28行	第6号	④	区分9-7

<実施機関の処分理由の注釈>

- ① 氏名を公にすれば私生活に影響を及ぼす等、個人の権利を侵害するおそれがある情報
- ② 学校関係者等が有する他の情報と照合すれば、被害児童生徒が識別されるおそれがある情報
- ③ 個人識別情報
- ④ 人事管理に関する情報であり、公にすることで公正又は円滑な事務事業の執行に著しい支障を及ぼすことになる情報
- ⑤ 職務遂行情報に当たらない個人情報
- ⑥ 被害児童生徒又は保護者の発言等であり、他人に知られたくない機微情報
- ⑦ P T A会長の発言が公になれば、今後発言が躊躇され、又はP T A活動の自主性が損なわれるおそれがあり、秘匿されるべき情報
- ⑧ 公にした場合、P T A会長との信頼を不当に損なうこととなるほか、素直な意見交換に混乱を生じさせるおそれやP T A会長に不利益を与えるおそれがある情報
- ⑨ 聴取内容が公になれば、公開を懸念して素直な発言が損なわれ、体罰事故の再発防止等、当該事務の目的の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑩ 加害教員の身分取扱情報